

郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月6日

郡山市長 椎根健雄

郡山市条例第6号

郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和58年郡山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	支給範囲	支給額	種類	支給範囲	支給額
(略)			(略)		
危険鳥獣捕獲化に関する法律（平成14年法律第88号）等作業従事職員の手当	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣（以下「危険鳥獣」という。）の捕獲又は殺傷に関する作業その他の作業で特に危険又は困難なものとして市長が別に定めるものに従事した職員	勤務1日につき 1,640円			
	危険鳥獣の捕獲又は殺傷の補助に関する作業で特に危険又は困難なものとして市長が別に定めるものに従事した職員	勤務1日につき 1,100円			
備考（略）			備考（略）		

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和7年11月14日から適用する。